平成２８年（フ）第６６０号
札幌市西区宮の沢２条４丁目６番18―206号
債務者　川本　香織
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９５号
札幌市西区発寒３条５丁目２番18―103号
債務者　野村いつみ
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８７号
北海道千歳市住吉３丁目６番11号
債務者　飛山　洋介
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８８号
北海道千歳市住吉３丁目６番11号
債務者　飛山真由美
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０９号
札幌市白石区北郷２条11丁目４番５号　エスペランサ明日見402号
債務者　佐藤　　泉
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６１号
札幌市豊平区平岸４条14丁目２番３号　パサージュ南平岸601号
債務者　高橋　　遥（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０４号
大分県日田市大字日高966番地１　レジデンス刃連202号
債務者　吉良　友香（旧姓東）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２号
北海道枝幸郡枝幸町三笠町1614番地２
債務者　天野　重雄
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第１３７号
群馬県渋川市八木原1148番地２
債務者　飯塚さゆり
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１号
群馬県前橋市富士見町小暮2423番地33
債務者　吉野　暁宏
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
群馬県藤岡市坂原1327番地
債務者　梅原　利章
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第９７号
群馬県藤岡市坂原1327番地
債務者　梅原八千代
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１１２号
群馬県藤岡市藤岡1413番地４　リゼ・クレスト101
債務者　笠原　千恵
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８６号
千葉県八千代市高津東３丁目11番地18
債務者　廣間　志乃
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２６号
千葉県市川市欠真間１丁目10番６―302号（新潮通り一番館）
債務者　兼松小緒吏
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７０号
京都市南区上鳥羽南唐戸町20番地
債務者　白川　大介
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５２５号
京都市左京区上高野山ノ橋町５番地５　花園橋ハイツ206
債務者　岡田　裕介
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５２８号
京都市東山区清水４丁目188番地の１　東山ハイツ403
債務者　吉本　　明
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係